

検証の目的・方針

県内に甚大な被害をもたらした令和元年台風15号、19号及び21号に伴う大雨（以下「台風15号等」という。）による県内の災害に対する県の対応について、県民の生命や生活を守るための対応が十分に機能したかを把握するとともに課題等を明らかにし、その経験や教訓を千葉県地域防災計画等に反映することによって、今後の防災、減災等の対策に資することを本検証の目的とする。
 検証に当たっては、災害対策本部の「本部・支部」、「各部各班」等に係る11の「分野」について、「検証の視点」に基づき、下記の表に掲げる「検証項目」について検証する。

分野・検証の視点・検証項目

1 災害対策本部（本部・支部）の対応に係る検証

災害対策本部は、災害対策基本法の規定により設置されるものであり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において防災の推進を図るための組織である。災害対策本部は、本部及び支部（危機管理課内・各地域振興事務所内に設置）で構成されるが、当該本部及び支部が台風15号等に対応できたのか、次の表に掲げる5つの「分野」について検証する。

R1.12.25
中間報告
にて報告
済み

	分野	検証の視点	検証項目
(1)	災害対応体制、本部設置に係る対応	① 災害対策本部設置前の体制は適切であったか。	・台風上陸前の9月8日の体制を「災害警戒体制」・「応急対策本部」の設置をしなかったのはなぜか。
		② 災害対策本部の設置時期は適切であったか。	・台風上陸の翌日9月10日に災害対策本部を設置したのはなぜか。
		③ 災害対策本部設置後の対応や体制は適切であったか。	・本庁内及び支部に対し、配備指令を伝達しなかったのはなぜか。 ・本部事務局員に対する参集指示が本部設置4日後の9月14日となったのはなぜか。
(2)	知事（本部長）の動き	① 知事（本部長）は、適切に情報収集を行い、適時に適切に指示を出せたか。	・9月8日、県内全域に暴風警報が発令されている中、都内の会議に出席したことは適切か。
		② 防災危機管理部（災害対策本部事務局）は、適切に情報収集を行い、適時に適切に知事（本部長）に報告及び進言ができたか。	・9月9日、台風が上陸・通過したのち、登庁せず公舎で待機していたのは適切か。 ・9月10日、災害対策本部設置後に本部を離れて行動したことに問題はないか。 ・知事の現地視察が、発災5日後の14日となったのは適切か。
(3)	情報収集	① 情報収集の体制は充分であったか。	・情報収集体制を強化するために、事態の推移に伴い速やかに災害警戒体制をとらなかったのはなぜか。
		② 情報収集の手段や着手時期は適切であったか。	・市町村への情報連絡員（リエゾン）派遣が発災3日後となったのはなぜか。 ・災害対策本部の依頼によるヘリコプターからの情報収集による全容把握が遅れたのはなぜか。 ・防災情報システム以外の情報収集の方法を検討する必要があるのではないか。
(4)	人的支援（業務支援）	① 市町村の要請に応じた業務支援を行えたか。	・被災市町村が単独では十分な災害対応が実施できないと見込まれた場合の応援要請に対し、県は、迅速かつ的確に対応し、業務支援を行うことができたか。 ・被災市区町村応援職員確保システムに基づく要請は適切に行えたのか。 ・国によるリエゾンとの連携は充分であったか。 ・市町村間の相互応援に関する調整は適切に行えたのか。 ・自衛隊への災害派遣要請について、要請の時期や内容は適切か。県が自衛隊によるブルーシート張りを要支援者等に制限したのはなぜか。
(5)	物資支援	① 市町村のニーズを満たす物資支援を行えたか。	・県の備蓄物資が有効に活用されなかったのはなぜか。また、防水シートが大量に不足したのはなぜか。
		② 現行の地域防災計画等における物資の支援の在り方に問題はないか。	・県が輸送のための車両を手配し、物資支援要請のあった市町村に届けるべきところ、被災市町村の職員が支援物資を備蓄倉庫まで取りに行くこととなったのはなぜか。 ・プッシュ型支援を行わなかったのはなぜか。

2 災害対策本部（各部各班）等の対応に係る検証

各部各班とは、災害対策本部の本部に置かれる組織であり、防災危機管理部以外の知事部局の各部（総務部、健康福祉部等）、企業局、病院局等が各部各班の事務（医療救護等）を行う。当該各部各班が台風15号等に対応できたかなど、次の表に掲げる6つの「分野」について検証する。

	分野	検証の視点	検証項目
(6)	医療救護	① 医療救護活動を関係規程等に沿って行うことができたか。	・医療機関等の被害状況等を把握し、支援を実施することができたか。
(7)	社会福祉施設への支援	① 社会福祉施設への支援を関係規程等に沿って行うことができたか。	・社会福祉施設等の被害状況等を把握し、支援を行うことができたか。
(8)	ライフライン（水道供給）	① ライフラインを確保できたか。（水道総合調整、応急給水への対応）	・発災前後の対応は適切に行われたか。 ・発災当日、給水区域内の市から集合住宅への応急給水の打診があったが、対応できなかったのはなぜか。
(9)	風害・水害対策（公共土木施設等）	① 風害・水害対策を適切に行えたか。	・風害・水害に備え、気象情報を共有し、適切に配備体制を執ったか。 ・河川の氾濫危険情報や土砂災害警戒情報は適切に通知、発表できたか。 ・道路の被害状況を調査の上、交通が危険であると認められる場合は、区間を定めて通行を禁止し、又は制限したか。 ・道路上の倒木や土砂災害などの障害物除去は、緊急輸送道路を優先的に、道路啓開活動を実施できたか。 ・管理する施設の被害状況を速やかに調査し、復旧を行えたか。
(10)	ボランティア・NPOとの連携	① ボランティア・NPOとの連携はうまくいったか。	・県災害ボランティアセンターの設置時期は適切であったか。 ・ボランティアの協力を十分に得られたか。 ・NPO・ボランティアと連携・協力し、被災者のニーズを把握することができたか。
(11)	その他（大規模停電への対応等）	① 大規模停電に対してどのように対応したか。	・燃料供給要請の対応は適切だったか。 ・電源車派遣要請の対応は適切だったか。
		② 停電件数や復電の見通し等について、東京電力との情報共有、意見交換等のあり方は適切であったか。	・倒木伐採支援の対応は適切だったか。 ・停電件数や復電の見通し等について、東京電力との情報共有、意見交換等のあり方は適切であったか。 ・災害救助法の適用に係る対応は適切だったか。

【本部】

<災害対策本部の組織図>

本 部 会 議	本部長	知事
	副本部長	副知事
	本部員	防災危機管理部長 総務部長 健康福祉部長 等
本部派遣職員		自衛隊等

本 部 事 務 局	事務局長	防災危機管理部次長
	事務局次長	危機管理課長等
	事務局職員	情報班、応援受援班、 物資支援班、現地派遣班等
本部連絡員		本部各部長が指名する者

